町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2500号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014　東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

もくじ

活動　石原副会長が17年度税制改正などで要望＝自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議……(2)

活動　地方六団体代表が総務大臣と意見交換……(3)

政策　地方公共団体における情報化の推進状況＝総務省調査……(5)

フォーラム　美しく豊かなまちを目指して＝神奈川県真鶴町……(9)

情報　カプセルNOW&NEW……(12)

随想　少子化時代に思うこと……福井県大飯町長　時岡　忍……(13)

情報　政策レーダー……(15)

◉写真募集◉

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。

四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。（写真には題名、町村名を付して下さい）

なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

秋の御馳走

閑話休題

協働をつくり出す人材の大切さ

早稲田大学教授　宮口　侗廸

十月半ば、和歌山県で開催された全国過疎シンポで総務大臣賞を受けた沖縄県東村の地域づくりは、今から二十七年も前に、村民総参加で六年かけてつくった「村民の森つつじ園」に始まる。ここでの「つつじ祭り」に多くの人が来訪するようになる中で、都市との交流というキーワードが、はっきりと方向づけられた。このつつじ園は、平成十四年にはバンガローやキャンプ場を持つ「つつじエコパーク」に発展し、エコツーリズムの拠点となった。翌十五年には、修学旅行や総合学習を中心に一万五千人が宿泊している。

東村には、国指定の天然記念物「慶佐次湾のヒルギ林」があり、密生するマングローブをカヌーでゆっくりと観察することができる。この世話をしているのが平成十一年に設立された「東村エコツーリズム協会」で、農家や漁師も重要メンバーとして参加し、もと旅行社勤務でUターンした島袋さんが会長を務め、インストラクターの先頭に立っている。生徒たちは、腕のいい漁師や名人農家のネットワークのもとで、豊かなヤンバルの自然を背景にした豊富な体験を味わうのである。

早稲田大学の「自然人クラブ」というサークルが、平成二年から毎年滞在し、パイン畑の作業と村民との交流を続けているのも嬉しい話であった。コーヒーの自家栽培のためにIターンした人のカフェもあり、自ら体験型民宿を開いた家もある。この村では、自然を知り尽くした多彩な民間のワザ師が、行政が後押しする強いネットワークで結ばれて力を発揮し、小さいが持続的なビジネスが派生している。このすばらしい協働を支えてきたのが村の企画課長の山城さんであるが、本人の資質と共に、氏が二十年間企画畑で働き続け、幾多の人材との交流を続けてきたことがパワーのもとになっていると思う。

能力ある人に活躍の場を用意することによってこそ、人も地域も育つ。過疎シンポの分科会でも、適材を数年で配置換えするのは問題だという発言があった。地域の力を結集し、協働による驚異的なパワーを生み出す人の存在が、いかに大事かということであろう。

自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議

石原副会長が17年度税制改正などで要望

△意見を述べる石原副会長

自由民主党の総務部会（大野松茂部会長）と地方行政調査会（中馬弘毅会長）などの合同会議が、10月29日、自民党本部で開催され、全国町村会など地方六団体等の代表者から平成17年度税制改正等について要望が行われた。

合同会議では、全国町村会の石原　収副会長（香川県三木町長）が、三位一体改革、地方交付税の確保、固定資産税、入湯税、ゴルフ場利用税等にかかる税制改正などについて要望を行ったほか、今夏から今秋にかけての台風、地震など度重なる災害による被害に対する復旧支援を要請した。

石原副会長発言要旨

全国町村会副会長、香川県三木町長の石原でございます。諸先生方には、日頃から大変お世話になっておりますことを厚く御礼申し上げます。また、本日は、発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今年の夏から秋にかけて日本列島は大変な災害を受けておりました。受けられた被災地の皆様にお見舞い申し上げますと同時に、私たちの四国も台風で大変な被害を受けているところでもありますが、これについていろいろとまたご指導ご支援を心からお願いする次第であります。

▼三位一体改革について

三位一体改革につきましては、既に、全国知事会等から縷々お話がありましたが、私ども地方六団体の提出いたしました改革案を真摯に受け止めていただき、国庫補助負担金改革と税源移譲並びに地方交付税措置を一体として実現していただくようお願いいたします。

▼地方交付税について

そこで、町村の立場から特に地方交付税につきまして、若干、発言をさせていただきます。

ご承知のとおり、町村の大半は農山漁村地域でありまして、人口も少なく税源に乏しいわけであります。

私どもとしても、税源移譲は是非とも実現しなければならないと思っておりますが、税源移譲の効果が十分に及ばない地方団体につきましては、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行っていただくよう、強くお願い申し上げます。

地方交付税のあり方を巡っては、地方財政計画の歳出を義務的な歳出と自主的な歳出に区分し、地方交付税については義務的な歳出のみに充てるべきというような議論も出ております。このような区分が現実にできるとは思いませんし、自前の地方税収が少ない地方団体は、仕事をするなと言うに等しい議論ではないかと思います。

また、地方交付税が無駄な支出を助長しているということも言われております。申すまでもなく、地方交付税は地方の固有財源であり、一般財源であります。三、〇〇〇を超える地方団体の中には、いろいろな事例もありましょうが、私どもとしては、総体的な地方の血のにじむような行革努力こ

そを正当に評価していただきたいと存じます。また、過去における地方歳出の増加は、国の要請に基づく景気対策や福祉施策の充実等が大きな要因であることも十分論議していただきたいと思います。

地方交付税につきましては、財源保障・財源調整の両機能を一体的に堅持・強化し、全体としても、個別の地方公共団体においても、その所要額を必ず確保していただきますよう強くお願いいたします。

なお、関連いたしまして、本年は各地で災害が相次いでおりますが、冒頭申し上げましたとおり、災害対策として、特別交付税等により、十分な措置を行っていただくよう、お願いいたします。

▼税制改正について

次に、税制改正についてであります。これにつきましては、お手元に全国町村会としての要望書を配布させていただいておりますので、ご覧いただければと存じますが、三点につき申し上げます。

まず、「固定資産税」についてであります。

固定資産税は、平成14年度の町村税収では1兆5、623億円と全体の55％を占め、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹的税目でありますので、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮をお願いいたしたいと存じます。

次に、「入湯税」についてであります。

入湯税は、観光振興に要する費用等、使途が決められている、温泉観光地の所在する町村にとって貴重な財源となっておりますので、現行制度を堅持していただきますようお願いいたします。

最後に、「ゴルフ場利用税」についてであります。

ゴルフ場利用税につきましては、都道府県税ではございますが、収入額の十分の七が市町村に交付され、山林原野の多い町村の地域振興をはかる上で、重要な財源になっておりますので、現行制度を堅持していただきますようお願いいたします。

以上、全国町村会の要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

地方六団体代表が総務大臣と意見交換

△山本全国町村会長

△麻生総務大臣

全国町村会（山本文男会長福岡県添田町長）をはじめ地方六団体の代表は、11月5日、東京都内で麻生太郎総務大臣と意見交換を行った。

意見交換会に出席した山本全国町村会長は、地方六団体が提出した補助金改革案に対して各省が示している代替案について、地方の立場から強く批判する意見を述べた。

また、財務大臣が先の経済財政諮問会議で提出した地方財政計画の見直し案（平成17～18年度で7～8兆円を削減するなどとするもの）について、地方がやっている仕事には、国が本来やるべきものもあり、地方交付税をそのように削減すれば、人口の少ない自治体は壊滅状態になると指摘した。

一方、麻生総務大臣は、各省の補助率カットや交付金化という代替案は、税源移譲につながらず地方の自主性につながらないなどと批判した。また3兆円の税源移譲については、総理は3兆円は絶対と言っており、今後この額に近い案にまとめていかなくてはならないと述べた。

平成17年度税制改正に関する要望

我が国は、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展等による国民生活と経済社会の急激な変化、また、国民の価値観や生活様式の多様化に伴う新たな行政需要の発生など、環境の変化に伴う諸問題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、町村としても、自ら積極的に行財政改革に取り組みつつ、さまざまな課

題に的確に対応するよう努力しているところであるが、現下の地方財政は、これまでの景気低迷による大幅な税収減や累次の景気対策に伴い、巨額の財源不足と膨大な借入金残高を抱え、危機的な状況にある。

一方、町村は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うことから、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉政策、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築等の環境施策、生活関連社会資本の整備等、増大する財政需要に的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりに向けて主体的な役割を担うことが求められている。

また、地方分権の一層の推進と地方行政体制の整備を推進することで、国と地方の関係を見直し、町村の自主性・自立性を高めて分権型社会の実現を図るという観点からも、国から地方への税源移譲等による地方税財源の充実確保など、財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、平成17年度税制改正にあたっては、町村が円滑な財政運営を行えるよう、町村税源を充実強化することとし、特に下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1、税源移譲による町村税源の強化

地方税は、地方分権を実質的に担保する地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源を充実強化すること。

また、町村は人口、従業員ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても併せて検討すること。

2、個人住民税の充実確保

(1) 個人住民税は、町村における基幹的な税目であるので、均等割の税率引き上げを含め、安定的に充実するよう措置すること。

(2) 個人住民税の所得割については、負担分任の性格を踏まえ、諸控除を見直すこと。

(3) 個人所得課税の見直しの中で、所得税において定率減税を廃止・縮減する場合には、個人住民税においても同様の見直しを行うこと。

(4) 高齢者の納税に係る利便性や徴収率の向上を図る観点から、公的年金からの特別徴収を実現するなど、個人住民税徴収対策を講じること。

3、法人住民税等の充実確保

地方法人課税に関しては、町村にとって重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

4、固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう特に配慮すること。

5、市町村道路財源の充実強化

道路特定財源については、道路が果たす役割や整備が遅れている町村道の現状を踏まえ、その所要財源を確保をすること。

6、入湯税の堅持

入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

7、ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しており、山林原野の多い町村の地域振興をはかる上で重要な財源となっているため、現行制度を堅持すること。

8、軽自動車税の充実改善

軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている現状となっていることから、税率を大幅に引き上げること。

また、構造等変更検査時に、自動車税ならびに軽自動車税の納付を確認できるよう改めること。

9、環境税の導入による地方税の強化

いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

10、非課税等特別措置の整理合理化

租税負担の公平を期す見地から、非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置を整理合理化すること。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

政　策

総務省調査

地方公共団体における情報化の推進状況

総務省はこのたび、平成16年4月1日現在の地方公共団体の行政情報化の推進状況の調査結果をまとめ、「地方自治情報管理概要」として公表した。

情報通信技術（IT）の飛躍的な発展を背景に、我が国の行政分野においてもデジタルネットワーク化が急速に進行していることが、調査結果の数値に反映されている。一方、行政が保有する組織情報や住民の個人情報を保護するための情報セキュリティ対策の実施は不可欠であり、多くの自治体がセキュリティポリシーの策定、ウイルス対策などに取り組んでいる。

※以下は平成16年4月1日現在の地方公共団体（都道府県47団体、市町村3、123団体（特別区を含む））を対象に実施した調査に基づく数値である。

第1章　行政情報化の推進状況

第1節　電子自治体の推進状況

1、電子自治体へ向けた推進体制

電子自治体へ向けた推進体制について、「専門課（係）が担当している」は、都道府県で44団体（93・6％）、市町村で974団体（31・2％）、「既存の課（係）が担当している」は、都道府県3団体（6・4％）、市町村2、139団体（68・5％）、「その他」は市町村の10団体（0・3％）である。

また、庁内横断的な情報化推進委員会等を設置している団体は、都道府県においては39団体、市町村においては1、289団体であった。外部の有識者を招いた委員会等を設置している団体は、都道府県においては9団体、市町村においては86団体であった。

2、CIO（情報統括責任者）の任命状況

CIO（情報統括責任者）の任命については、都道府県においては24団体（51・1％）で任命しており、市町村においては1、369団体（43・8％）で任命している。また、これらの団体におけるCIOの任命状況については、都道府県では「副知事」が12団体（25・5％）と最も多く、市町村においては「助役」が1、067団体（34・2％）と最も多かった。

3、ネットワーク管理者（又はCIO補佐官）への外部人材の任用状況

ネットワーク管理者（又はCIO補佐官）への外部人材の任用については、都道府県においては3団体（6・4％）で任用しており、市町村においては11団体（0・3％）で任用している。また、これらの団体におけるネットワーク管理者（又はCIO補佐官）への外部人材の任用状況については、都道府県においては「部局長級」、「課長級」及び「その他」にそれぞれ1団体ずつであり、市町村においては「課長級」が8団体と最も多かった。

4、電子自治体へ向けた計画の策定等

電子自治体へ向けた計画の策定等については、電子自治体構築計画を策定している団体は、都道府県においては46団体（97・6％）、市町村においては730団体（23・4％）であった。また、申請・届出等手続のオンライン化に係る計画を策定している団体は、都道府県においては41団体（87・2％）、市町村においては512団体（16・4％）であり、電子自治体構築計画又は申請・届出等手続のオンライン化に係る計画を住民・企業等に対して公表している団体は、都道府県においては42団体（89・4％）、市町村においては283団体（9・1％）であった。

また本庁知事・市長部局において、一人一台パソコンを整備済みの団体は、都道府県においては46団体（97・6％）、市町村においては2、170団体（69・5％）であり、情報化について職員の教育・研修を実施している団体は、都道府県においては44団体（93・6％）、市町村においては1、536団体（49・2％）であった。

5、ホームページの開設状況

ホームページの開設状況については、ホームページを開設している団体は、都道府県においては全団体、市町村においては3、086団体（98・8％）であった。また、電子メールにより意見・要望を受け付けている団体は、都道府県では全団体、市町村では2、862団体（92・7％）であった。

6、行政手続のオンライン化の推進状況

行政手続のオンライン化の推進状況については、申請・届出等手続をオンライン化するための汎用受付システムを既に導入している団体は、

都道府県においては18団体（38・3％）、市町村においては120団体（3・8％）であった。また業務別手続のオンライン化の実施状況については、都道府県、市町村ともに「ネットワークを活用した図書館蔵書検索を開始している」が最も多く、それぞれ44団体（93・6％）、1、076団体（34・5％）であった。

7、議会の電子化の実施状況

議会の電子化の実施状況については、都道府県においては「本会議又は委員会の審議日程・審議項目をホームページで公開している」が全団体と最も多く、市町村においても「本会議又は委員会の審議日程・審議項目をホームページで公開している」が1、108団体（35・5％）と最も多かった。

第2節　情報セキュリティ対策の実施状況

1、情報セキュリティ対策の実施状況

行政や住民の個人情報の漏洩を防ぐため、情報セキュリティ対策は重要となっている。情報セキュリティ対策の実施状況については、都道府県においては「サーバ等の停電対策」、「サーバ室等の入退室管理」、「アクセスログの保存」及び「データのバックアップ」が全団体と最も多く、市町村においては「サーバ等の停電対策」が2、932団体（93・9％）と最も多く、以下「データのバックアップ」が2、871団体（91・9％）、「サーバ室等の入退室管理」2、534団体（81・1％）と続いている。

2、ウイルス対策の実施状況

ウイルス対策の実施状況については、ウイルス対策を実施している団体は、都道府県においては全団体、市町村においては3、070団体（98・3％）であった。また、ウイルス対策の実施内容については、都道府県においては「サーバ及び端末におけるウイルス対策を実施している」が全団体と最も多く、市町村においても「サーバ及び端末におけるウイルス対策を実施している」が2、981団体（95・5％）と最も多かった。

3、情報セキュリティ監査の実施状況

情報セキュリティ監査の実施状況については、情報セキュリティ監査を実施している団体は、都道府県においては17団体（36・2％）、市町村においては370団体（11・8％）であった。

第3節　情報システム等の整備状況

1、機器構成及び機器の整備状況

パソコンの設置状況の変遷については、平成16年4月時点におけるパソコンの設置台数は、都道府県においては449、064台であり、市町村においては1、045、759台である。機器構成及び機器の整備状況で、パソコンの所在について、都道府県においては本庁が144、596台、出先機関が304、468台となっており、市町村においては本庁が683、555台、出先機関が362、204台となっている。外部へのネットワーク接続先としては、インターネットへの接続が、都道府県においては353、927台、市町村においては622、424台、総合行政ネットワーク（LGWAN）への接続が、都道府県においては319、196台、市町村においては345、382台、LGWAN以外の国の機関等の業務ネットワークとの接続が、都道府県においては4、889台、市町村においては9、783台であった。

2、電算処理システムの導入状況

電算処理システムの導入状況については、都道府県においては「人事・給与システム」、「法人事業税システム」及び「自動車税システム」が全団体と最も多く、市町村においては「個人市町村民税システム」が2、964団体（94・9％）と最も多く、以下「住民記録」2、953団体（94・6％）、「軽自動車税」2、949団体（94・4％）と続いている。

3、庁内LANの整備状況

庁内LANの整備状況については、ページの表のとおりである。庁内LANを構築している団体は都道府県においては全団体、市町村においては3、038団体（97・3％）であった。

また、庁内LANの外部接続先については、インターネットへの接続が、都道府県においては46団体（97・9％）、市町村においては2、680団体（85・8％）、総合行政ネットワーク（LGWAN）との接続が、都道府県においては全団体、市町村においては2、381団体（76・2％）、LGWAN以外の国の機関等の業務ネットワークへの接続が、都道府県においては21団体（44・7％）、市町村においては1、069団体（34・2％）、団体内公共施設への接続が、都道府県においては20団体（42・6％）、市町村においては1、698団体（54・4％）であった。

また、利用されているLANの機能については、イントラネット（通信プロトコル（通信をする時の約束事）TCP／IPをはじめとするインターネット標準の技術を応用し庁内のインターネットを構築すること。コストダウンが図られ、現在主流のシステム構築法。）の機能を有する地方公共団体が、都道府県においては全団体、市町村においては2、522団体（80・6％）、電子メールを有する団体が、都道府県においては全団体、市町村においては2、891団体（92・6％）、電子掲示板を有し、情報を共有している団体が、都道府県においては全団体、市町村においては2、491団体（79・8％）、文書管理システムを導入している団体が、都道府県においては31団体（66・0％）、市町村においては946団体（30・3％）であった。

また、これらに追加して、最近VoIP（通信プロトコルTCP／IPの機能を利用して音声データを送

受信する技術。庁内ＬＡＮの回線を用いて内線電話として利用するため電話代が無料になる。）の技術を導入している団体が、都道府県においては５団体（10・６％）、市町村においては１５２団体（４・９％）であった。

４、行政情報化推進に関する職員・経費の状況

地方公共団体において行政情報化を推進する行政情報化担当課職員（各地方公共団体において採用された職員であり、行政情報化担当課に所属する職員）の職員数については、都道府県においては１、４９２人、市町村においては１５、２９５人であった。また、派遣要員（各地方公共団体において、外部委託等により業務を委託し、当該業務を処理するために民間企業等から派遣された者）については、都道府県においては５５３人、市町村においては２、４４２人であった。

第４節　地理情報システム（ＧＩＳ）の整備状況

１、概況

地理情報システム（ＧＩＳ：Geographic Information System）は、『地理的位置を手がかりに位置に関する情報を持った電子データ（空間データ、または地理情報）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム』である。政府においては、平成７年度以降、ＧＩＳ関係省庁連絡会議が創設され、ＧＩＳの普及と国土空間データ基盤の整備に向けた取組が行われている。総務省においては、地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ（例えば、道路、街区、建物及び河川等）を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムである統合型ＧＩＳの導入を推進している。

２、統合型地理情報システム（統合型ＧＩＳ）

(1) 統合型ＧＩＳへの取組状況

地方公共団体における統合型ＧＩＳへの取組状況は、統合型ＧＩＳを既に導入している団体は、都道府県においては12団体（25・５％）、市町村においては３０１団体（９・６％）であった。

(2) 統合型ＧＩＳの利用業務

統合型ＧＩＳを導入している団体における利用業務は、都道府県においては「農林政」業務が９団体と最も多く、市町村においては「固定資産税」業務が２０４団体と最も多かった。

(3) 地物の整備状況について

統合型ＧＩＳを導入している団体において、共用空間データベースの構築に必要とされる地物の整備状況については、都道府県においては「河川水涯線」が11団体と最も多く、市町村においては「筆界」が２５０団体と最も多かった。

３、個別型地理情報システム（個別型ＧＩＳ）

地方公共団体における個別型ＧＩＳへの取組状況は、個別型ＧＩＳを既に導入している団体は、都道府県においては全団体、市町村においては１、２０８団体（38・７％）であった。

第２章　個人情報保護対策

第１節　条例制定団体の状況

個人情報の保護に関する条例を制定している都道府県・市区町村は、２、６１２団体（82・４％）で年々増加

○制定団体数は、都道府県・市区町村全３、１７０団体中２、６１２団体で、前年度（２、４１３団体）から１９９団体増加

○制定率は82・４％で、前年度（74・０％）から、８・４ポイントの増加

○都道府県、政令指定都市及び特別区はすべて制定済み

○市区町村は全３、１２３団体中２、５６５団体（82・１％）で制定済み

なお、一部事務組合等においても１５８団体が個人情報の保護に関する条例を制定しており、都道府県・市区町村と合わせると、２、７７０団体となっている。

また、条例ではなく、規則や規程等により個人情報保護対策を講じている市町村は２８７団体で、条例を制定している都道府県・市区町村（２、６１２団体）と合わせると、２、８９９団体（91・５％）となっている。

第２節　条例の規定内容等

近年においては、より厳格な個人情報の管理・保護体制構築のための条例の整備が進んでいる。特に、昨年５月に成立し、公布された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の趣旨を踏まえた以下のような規定内容の制定・見直しが行われている（カッコ内はこの一年で当該項目について、条例の制定・見直しを行った団体数と制定率の変化を表しています。）。

○処理形態の範囲が、電子計算機処理のみ対象からマニュアル処理も対象とする規定が増加（３４２団体増、６・９ポイント増）

○他の機関とのオンライン結合を全面禁止とする規定が減少（18団体減、０・８ポイント減）

○自己情報の開示・訂正等に関する規定が増加（特に利用中止請求に関する規定が増加）

・開示の請求等についての規定がある（２３５団体増、０・６ポイント増）。

・訂正の請求等についての規定がある（２４１団体増、１・０ポイント増）。

・利用中止の請求等についての規定がある（３４７団体増、８・２ポイント増）。

○外部委託時の規制に関する規定が増加（２６４団体増、２・０ポイント増）

○罰則に関する規定が増加（２１８団体増、７・１ポイント増）

○申出等への措置（苦情処理、不服申立手続）に関する規定が増加（３３４団体増、６・４ポイント増）

政　策

（参考）　全庁LANの整備状況

団体区分 ＼ 項目		団体数	運用団体数	設置台数					団体数					
									外部接続					
				サーバ	パソコン		プリンタ		外部接続の有無	外部接続先				
						無線LAN		無線LAN		インターネット	LGWAN	LGWAN以外の国の機関等の業務ネットワーク	団体内公共施設	その他
都道府県		47	47 (100.0)	8,002 (170.3)	337,932 (7,190.0)	31,505 (670.3)	57,663 (1,226.9)	828 (17.6)	47 (100.0)	46 (97.9)	47 (100.0)	21 (44.7)	20 (42.6)	2 (4.3)
市町村	特別区	23	23 (100.0)	975 (42.4)	32,148 (1,397.7)	4,155 (180.7)	6,197 (269.4)	36 (1.6)	22 (95.7)	19 (82.6)	22 (95.7)	8 (34.8)	5 (21.7)	2 (8.7)
	政令指定都市	13	13 (100.0)	1,992 (153.2)	84,368 (6,489.8)	3,439 (264.5)	14,741 (1,133.9)	0 (0.0)	13 (100.0)	13 (100.0)	12 (92.3)	5 (38.5)	3 (23.1)	1 (7.7)
	市（政令指定都市を除く）	682	677 (99.3)	14,325 (21.2)	417,144 (616.2)	41,652 (61.5)	83,922 (124.0)	2,317 (3.4)	659 (97.3)	612 (90.4)	604 (89.2)	261 (38.6)	441 (65.1)	58 (8.6)
	町村	2,405	2,325 (96.7)	14,911 (6.4)	258,165 (111.0)	27,430 (11.8)	63,592 (27.4)	3,319 (1.4)	2,233 (96.0)	2,036 (87.6)	1,743 (75.0)	795 (34.2)	1,249 (53.7)	150 (6.5)
	小計	3,123	3,038 (97.3)	32,203 (10.6)	791,825 (260.0)	76,676 (25.2)	168,452 (55.4)	5,672 (1.9)	2,927 (96.3)	2,680 (88.2)	2,381 (78.4)	1,069 (35.2)	1,698 (55.9)	211 (6.9)
合計		3,170	3,085 (97.3)	40,205 (13.0)	1,129,757 (366.2)	108,181 (35.1)	226,115 (73.3)	6,500 (2.1)	2,974 (96.4)	2,726 (88.4)	2,428 (78.7)	1,090 (35.3)	1,718 (55.7)	213 (6.9)

※ 下段は普及率（%）

団体区分 ＼ 項目		団体数	LANの機能（団体数）											
			イントラネット	電子メール	電子掲示板	スケジュール管理	施設等管理	文書管理	電子会議	電子決裁	ファイルの共有	プリンタの共有	Voipの共有	その他
都道府県		47	47 (100.0)	47 (100.0)	47 (100.0)	42 (89.4)	45 (95.7)	31 (66.0)	26 (55.3)	29 (61.7)	44 (93.6)	44 (93.6)	5 (10.6)	3 (6.4)
市町村	特別区	23	22 (95.7)	23 (100.0)	19 (82.6)	19 (82.6)	17 (73.9)	11 (47.8)	9 (39.1)	11 (47.8)	23 (100.0)	23 (100.0)	2 (8.7)	2 (8.7)
	政令指定都市	13	13 (100.0)	13 (100.0)	12 (92.3)	12 (92.3)	11 (84.6)	4 (30.8)	4 (30.8)	3 (23.1)	13 (100.0)	13 (100.0)	2 (15.4)	0 (0.0)
	市（政令指定都市を除く）	682	630 (93.1)	668 (98.7)	602 (88.9)	592 (87.4)	548 (80.9)	254 (37.5)	210 (31.0)	89 (13.1)	635 (93.8)	658 (97.2)	50 (7.4)	32 (4.7)
	町村	2,405	1,857 (79.9)	2,187 (94.1)	1,858 (79.9)	1,932 (83.1)	1,700 (73.1)	677 (29.1)	544 (23.4)	109 (4.7)	2,111 (90.8)	2,243 (96.5)	98 (4.2)	73 (3.1)
	小計	3,123	2,522 (83.0)	2,891 (95.2)	2,491 (82.0)	2,555 (84.1)	2,276 (74.9)	946 (31.1)	767 (25.2)	212 (7.0)	2,782 (91.6)	2,937 (96.7)	152 (5.0)	107 (3.5)
合計		3,170	2,569 (83.3)	2,938 (95.2)	2,538 (82.3)	2,597 (84.2)	2,321 (75.2)	977 (31.7)	793 (25.7)	241 (7.8)	2,826 (91.6)	2,981 (96.6)	157 (5.1)	110 (3.6)

※ 下段は普及率（%）

団体区分 ＼ 項目		団体数	運用管理状況（団体数）								
			システム管理者	ファイアーウォール	運用管理規程	障害時マニュアル	利用者研修	ウィルス対策	運用管理体制		
									自己	委託	採用
都道府県		47	47 (100.0)	46 (97.9)	42 (89.4)	37 (78.7)	41 (87.2)	47 (100.0)	1 (2.1)	13 (27.7)	33 (70.2)
市町村	特別区	23	22 (95.7)	21 (91.3)	20 (87.0)	19 (82.6)	20 (87.0)	23 (100.0)	2 (8.7)	1 (4.3)	20 (87.0)
	政令指定都市	13	13 (100.0)	13 (100.0)	11 (84.6)	8 (61.5)	12 (92.3)	13 (100.0)	0 (0.0)	3 (23.1)	10 (76.9)
	市（政令指定都市を除く）	682	584 (83.6)	629 (92.9)	465 (68.7)	261 (38.6)	527 (77.8)	672 (99.3)	238 (35.2)	35 (5.2)	404 (59.7)
	町村	2,405	1,734 (74.6)	1,919 (82.5)	1,060 (45.6)	530 (22.8)	1,278 (55.0)	2,200 (94.6)	815 (35.1)	310 (13.3)	1,200 (51.6)
	小計	3,123	2,353 (77.5)	2,582 (85.0)	1,556 (51.2)	818 (26.9)	1,837 (60.5)	2,908 (95.7)	1,055 (34.7)	349 (11.5)	1,634 (53.8)
合計		3,170	2,400 (77.8)	2,628 (85.2)	1,598 (51.8)	855 (27.7)	1,878 (60.9)	2,955 (95.8)	1,056 (34.2)	362 (11.7)	1,667 (54.0)

※ 下段は普及率（%）

●町村独自の地域振興事例紹介●　現地レポート

美しく豊かなまちを目指して

～美の基準によるまちづくりを実践～

▷真鶴港を臨む

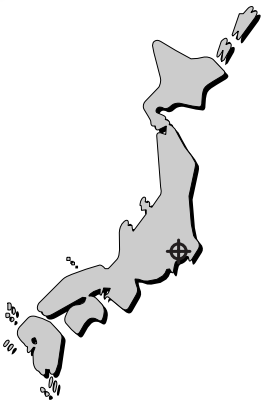

神奈川県　真鶴町（まなつるまち）

●自然豊かな首都圏のオアシス

真鶴町は、神奈川県の西南部、首都圏100km圏内に位置する、面積7・02平方キロメートルの神奈川県で2番目に小さな町です。町全域が起伏に富んでおり、北部は最高標高が736mの箱根外輪山に続く山地で森林に覆われるとともに、南部は相模湾に突き出した美しい真鶴半島で構成されています。

人口は約9、200人、世帯数約3、200世帯で、県立自然公園に指定された真鶴半島を中心とした観光、定置網漁を主とする漁業、温暖な気候を生かしたみかん栽培を中心とする農業、そして墓石、記念碑、庭石等で有名な小松石を産する石材業などを主な地場産業としています。

毎年7月27日・28日の両日にわたり催される日本3大船祭りの一つである貴船祭りは、漁業、石材業の安全祈願として歴史の古い祭りで、国指定重要無形民俗文化財にも指定さ

◁国指定重要無形民俗文化財「貴船まつり」

れ、多くの人で賑わいます。

平成13年に策定した第3次真鶴町総合計画では、「海と緑と太陽と…。ゆったり歩む　ふれあいのまち　真鶴」と謳うまちづくりの目標のとおり、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、自然環境と共生したまちづくりを進めています。

特に真鶴町のシンボルである真鶴半島の原生林は、魚付き保安林として、おいしい魚を育てる樹齢350年近い黒松、クス、シイなどが生い茂り、長年にわたり先人たちが血のにじむような努力によって守り育てられてきたものであり、御林（おはやし）と呼ばれ、町民の心のふるさととなっています。

押し寄せる開発の波

しかし、昭和60年代に入って、JR真鶴駅前に共同住宅（72戸）が完成し、即日完売するという状況から、リゾート開発ブームの波が真鶴町に一気に押し寄せ、町の開発窓口には連日大型の開発相談が持ち込まれる異常な事態となりました。

真鶴町は、全域が都市計画区域ですが、132ヘクタールの用途地域以外はすべて用途無指定地域となっており、その中に真鶴半島自然公園や自然環境保全地域が含まれています。開発計画の多くは、そうした地価が安く環境の良好な制限の緩い地域に集中し、町の誇る自然環境が破壊される危機にさらされるようになってしまいました。

真鶴町の水事情

本町は水に恵まれておらず、町内に自己水源が乏しいことから、隣接する小田原市内に水源地を求めたり、また湯河原町より分水を受けることにより賄ってきました。しかし、夏場の観光客の来遊や帰省客等による水需要のピーク時には慢性的に断水が発生し、高台地域には町職員が給水車等で夜遅くまでピストン給水をするなどしてきましたが、昭和62年には、湯河原町からの分水の増量と、それに伴う受水施設の整備により、計画一日最大給水量を8、000立方メートルとしました。しかし、この時期真鶴町に対し申請された開発計画は47件にも達し、開発による水需要が増加すれば町民への水の供給が危機にさらされるような事態となってきました。しかも、今後の新規水源開発はほとんど見込めないため、大規模な開発への供給を制限せざるを得ない状況となりました。

そういった事情を踏まえ、条例としては全国でも初めて「真鶴町上水道事業給水規制条例」を、平成2年9月17日に制定いたしました。

この条例は、1日最大計画給水量が20立方メートル以上である新規の給水申請には応じないという内容のもので、急激な水需要の増加をコントロールすることにより上水道の安定供給を図ることを目的とし、条例施行後は大規模な開発計画が激減するという結果となりました。

新しいルールの策定へ

それまで、町では総合計画や開発指導要綱等により長期的なまちづくりの指針による民間開発等の指導を行ってきましたが、豊かな自然環境と良好な住環境を守り、一層育てていくためには、給水規制条例のように緊急避難的な措置ではなく、これまでの町民の努力や成果の上に立った新しいルール作りが必要となり、平成3年4月より「まちづくり条例」の策定作業に着手いたしました。約1年の検討作業を経て策定した素案を基に、延べ16回に渡る住民説明会を開催し、条例内容の修正等の協議を重ね、住民合意を得て平成5年6月議会で議決がされ、平成6年1月1日に施行をいたしました。

条例の概要

真鶴町まちづくり条例は、大きく4つの柱から構成されています。1つ目は、まちづくりの基本的な指針となる「まちづくり計画」を定めたことです。この計画は、平成6年度に着手し、アンケート調査、ヒアリング調査、フィールドワークを重ね、真鶴町の抱える諸問題等を浮き彫りにする「まちづくり白書」を作成し、その白書を基に徹底的な住民参加によりまちづくりに関する意見をいただきました。これら意見を計画に反映させ、まちづくり計画の素案を作成し、まちづくり懇談会、地区別懇談会、まちづくりシンポジウムなどを重ね、最終的に単なる行政計画にとどめないために議会議決を得て計画を決定いたしました。

この計画は、20年計画とし、掲載された施策等には優先順位を付け、また確実に実施させていくための進行管理の方法として毎年のローリングと第三者機関による評価・点検システムを導入しています。

2つ目の柱は、建築物の形態を制限する「土地利用規制規準」です。これは、用途無指定地域を含む町全域を12地区に区分し、それぞれの地域の特性に合わせた建築物を誘導するため、土地利用の方針、建築物の用途の制限、高さの最高限度、敷地面積の最小限度、壁面の後退を定めたものです。これにより、真鶴町の地域性にあった規模の建築物を誘導していくこととなりました。

3つ目の柱は、土地利用規制規準による高さや規模等について制限するだけでは質のあるまちづくりを

フォーラム

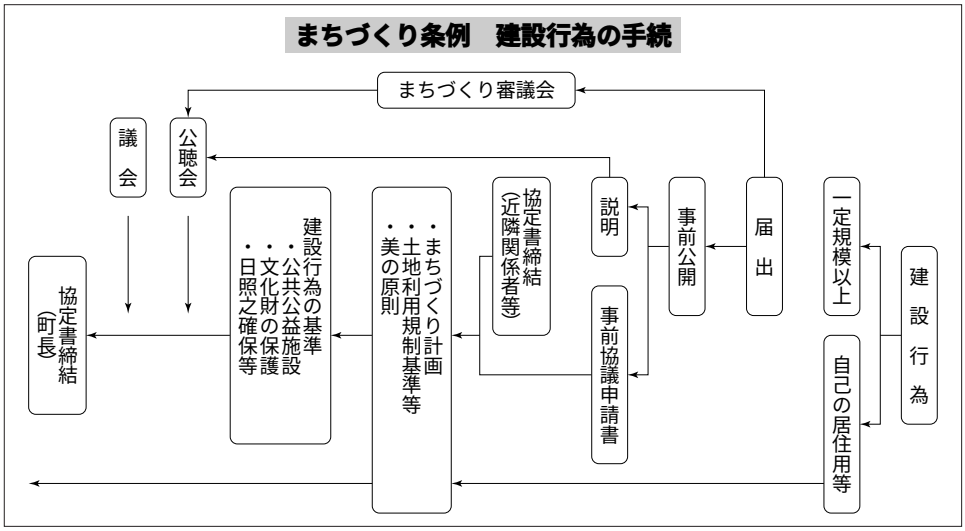

△美の基準に基づく階級の修景

△美の基準に基づく集会施設

行っていくことができないことから、「美の基準」として①場所②格づけ③尺度④調和⑤材料⑥装飾と芸術⑦コミュニティ⑧眺めの八つを原則として定め、その具体的内容をデザインコードとして示し、美しいまちづくりの指針としていることです。デザインコードは、八つの美の原則につき、それぞれ「キーワード」「手がかり」を示しながら、文章及びイラスト・写真で解決法を提示したもので、これを69項目用意し、デザインコードブックとしてまとめ、建築をする際には、できる限り取り入れてもらうよう指導するものです。

真鶴町は、これまで住民が何らかの作法を分かち合ってきた結果、長い年月をかけて作り上げてきたものです。そしてこの共有してきた大事な作法を「ルール」化したものがデザインコードブックであると言えます。

4つ目の柱は、建設行為の手続きを定め、その手続きの中に住民参加の機会を規定したことにあります。条例で定める一定規模以上の建設行為を行おうとする事業者は、まずその旨を町に届出をしていただきます。そして届出をしたと同時に事前公開として、計画地に具体的計画概要を記した標識を設置し、近隣関係者・利害関係者に対し説明会を実施いたします。町に対しては詳細な協議を実施し、協議が整った場合は、近隣関係者等や町長との間で協定を締結し、建築確認申請や開発許可申請に進んでいきます。しかし、協議が整わない場合は、事業者又は町民のそれぞれが町長に対し、公の場で話し合う「公聴会」を開催請求することができることとなっています。また、町長がまちづくりに重大な影響を及ぼす行為であると判断した場合についても公聴会の開催をすることができます。

公聴会が開催された後は、町長は当該建設行為の当否について判断をすることとなりますが、その判断に対し、更に不服がある場合は議会に対し議決を請求することができることとなっています。このような民主的な手続きの中で、町としての判断を出していくことを定めたことが、この条例の大きな特徴となっています。

今後の取り組み

条例施行後10年が経過いたしましたが、その間、約80件を超える建設行為計画が町に対し届出されました。幸いにも、条例に基づく協議を重ねた結果、事業者にも理解を得ることができ、いままでに公聴会を開催するような大きなトラブルもありません。それは、条例を策定していく過程において、広く住民との協議を重ね、合意の基に施行をしたいという背景があったからと考えています。

また、条例で規定する建築物の形態制限については、都市計画法、建築基準法の改正により、町独自の取り組みとして実施してきた諸制限規定に法的な担保を取ることが可能となってきました。そういった法的制度を活用し、より実効性の高いものとなるよう検討をしていくことが必要です。

わが町を守るためには、独自のルール作りが必要であるという気運の高まりからスタートしたこの条例の取り組みの成果は、数十年の期間を経て表れてくるものであると考えています。今後も「美の基準」の考えをより一層推進し、質のある町づくりをめざしていきたいと思います。

（都市計画課長　井上準一）

カプセル Now & New

バパイア栽培に成功　山形県高畠町

町は、町所有の有機肥料製造施設「高畠東部有機センター」において、堆肥製造の際に利用する加温機を活用したビニールハウスでのパパイア栽培に成功した。雪国でのパパイア栽培は観光の目玉ともなることから、農協と共同でパパイア栽培の研究を進めている。

「国際芸術村」事業を推進　福島県西会津町

文化の香り高い芸術の里づくりを進めている町は、統廃合で空き校舎となった中学校をアトリエとして整備して「国際芸術村」事業に取り組んでいる。芸術の町を広くアピールしていくのがねらいで、海外から芸術家を招き、滞在しながら創作活動を続けてもらう。

財源確保に町有地等を売却　神奈川県湯河原町

合併が白紙となった町は、単独での行財政運営に備え、スーパーマーケットに貸与している町有地などを売却することにした。厳しい財政状況を乗り切るための財源確保策として実施していくもので、未利用町有地などの貸与や人件費・補助金などの削減にも取り組む。

駐車場に防犯カメラを設置　山梨県富士河口湖町

多数の観光客が訪れる河口湖を擁する町は、夜間、多数の若者が集まる「船津平浜駐車場」に、防犯カメラ1台を設置することにした。トラブル抑止がねらいで、カメラの映像の取り扱いなどを定めたプライバシー保護の条例を制定した上で、カメラの運用を始める。

災害時相互応援協定を締結　新潟県妙高高原町

町は、市民の交流事業を活発に行っていたことを縁に、大阪府吹田市と災害時の職員派遣や物資提供の体制などを定めた相互応援協定を締結した。災害が発生した場合、当該首長が判断して物資の提供や応援を電話で要請し、事後に応援活動要請書を提出する仕組みとした。

組織改革でグループ制導入　富山県立山町

町は、平成17年度から課を廃止し、組織改革を実施していくため、条例案を12月議会に提出する準備を進めている。全体を総務部、厚生部、産業建設部の3部に再編。各部に「担当」を置き、その下に「グループ」を配置して業務の合理化と意思決定の迅速化を図っていく。

森林整備にNPOと覚書　長野県木祖村

名古屋市などが飲料水として取水している木曽川上流に当たる村は、下流の都市住民が水源地の森林整備に協力する試みとして、名古屋市のNPO団体「緑の挑戦者」と森林整備の覚書を交わした。同団体は村が推薦する林業専門家のアドバイスを受け、作業を行っていく。

「心肺蘇生法」の普及に努める　愛知県長久手町

町消防本部は、「心肺蘇生法」の普及を図っていくため、隊員が学校や企業に出向いて救急救命講習を行っているほか、「心肺蘇生コンテスト」を実施している。コンテストでは、人体形の訓練機材を使って人工呼吸や心臓マッサージの技術を審査。今年度は72人が参加した。

メッセージを10年後にホームページで公開　滋賀県高月町

町は、町制施行50周年を迎えたのを記念して10年後の自分や家族に届けるメッセージと写真を募集した。メッセージはインターネット上のタイムカプセル「e―カプセル」に登録し、10年後に町のホームページで公開していく。登録した人には記念の登録カードを贈る。

公共施設を光ファイバーで結ぶ計画　京都府和知町

町は、役場や公民館、小中学校など町内の公共施設を光ファイバーで結ぶ地域ネットワーク整備計画を策定し、今年度中の着工を目指している。公共施設をネットで結び、町民の健康相談や議会中継、テレビ会議などに活用していく予定。

携帯用ホームページ「防災ネット」を開設　兵庫県南淡町

町は、地震などの災害が発生した場合、町民などに必要な情報を迅速に提供していくため、携帯電話で災害情報や被害状況などが確認できる携帯用ホームページ「防災ネット」を開設した。災害が発生すると、発令中の警報や避難勧告、町の警戒態勢などを随時掲載していく。

英彦山にスロープカーを整備　福岡県添田町

町は、町の名所となっている英彦山の集客力アップを図っていくため、同山の中腹に全長940mのスロープカーを整備していく。40人乗りの電動自走式モノレールで、標高550mの英彦山神宮の鳥居から702m付近までを15分程度で結ぶ。平成17年春に完成の予定。

竹筋使用の橋梁の情報を収集　長崎県吉井町

町は、町内の福井川橋梁に全国的にも珍しい竹筋が使われている可能性が指摘されたことから、情報収集に乗り出している。同橋は昭和17年に完成した全長約79mのコンクリート製アーチ橋。当時は鉄不足から鉄筋の代わりに竹が使われており、同橋でもその可能性が高いという。

行財政改革プログラムを策定　熊本県御船町

行財政改革を推進している町は、厳しい財政状況や地方分権の進展に対応していくため、行財政改革プログラムを今年度中に策定する。同プログラムは行政改革大綱と財政健全化計画で構成され、対象期間は平成17年～21年の5年間。

カプセル Now & New

随　想

■少子化時代に思うこと

福井県
大飯（おおい）町長
時岡　忍

昔のことを話すようになると歳を取った証拠だとよくいわれるが、幼少の頃を振り返り、年寄りの愚痴をこぼしてみます。

先日も恒例の戦没者追悼式に招かれ、戦後生まれの人が多くなって、めっきり少なくなった遺族席を前に「追悼のことば」を申し上げました。私は昭和12年生まれの67歳です。小学2年のとき終戦を迎えました。子供のころの記憶は不思議なもので、私の場合、保育所に通って、楽しかったこと、いじめられて悲しかったことなど、の出来事は数多く覚えていて、今でも思い出すと、そのときの光景が走馬灯のように浮かんでくるのですが、なぜか家庭内のことや友達と道端で遊んだことなどは、ほとんど忘れてしまっているのが不思議でなりません。

小学生になると、家の中でのことと、学校での出来事がその時と同じくらいに想い出せる、不思議なものです。私の村は所謂片田舎で、小学校の頃は都会から多くの児童が疎開してきていました。こんな在所でも終戦間近にはしょっちゅう授業中に警戒警報のサイレンが鳴り、その度に机の上を片付けて近くの竹藪に避難したものです。頭の上を飛行機（小さな艦載機だった）が飛んでゆくのだから怖さもありましたが、堅苦しい授業よりも楽しかったと憶えています。機銃掃射には一度だけ遭い青くなっていました。

町は、戦災にもほとんど遭わず、小学校舎も無事のまま終戦を迎えました。物資不足で教科書や消しゴムなどのない学校生活は、諸兄もご承知のとおりでした。まもなく6・3制の義務教育となり、中学校は小学校舎の教室を間借りしての3年間で、私たちが卒業した年から新しい中学校舎の建設が始まりました。高校・大学も同様で、私たちが卒業するのを待っていたかのように新しい校舎が建てられたのを憶えています。

このことは、国の経済復興のスピードと、団塊の世代の受け入れ準備と、私たちの入学・卒業のサイクルが合致した結果ですが、なんと運の悪い年回りなのだろうと友達とよく話し合ったものでした。

このように、あらゆることがアナログであった時代をすごしてきた者から見ていると、保育所、小学、中学と通う孫たちがなんとなくかわいそうになり、又、将来のことが不安になってきます。教育方針一つにしても、詰め込み教育の弊害を見直す必要があると、ゆとりの教育が取り入れられたとたんに、こんどは、学力の低下を招いていると問題になっている。又、教育費の負担をどうするのか、などの問題が財政改革の観点からのみ議論され、私の町も、今まで派遣されてきたスポーツ主事・社会教育主事制度も無くなるようです。この様な改革の進め方に大きな不安を抱くわけです。

私はこの方面の専門知識など持ち合わせてはいないし、大げさなことを申し上げるつもりもありませんが、今の子供たちはかわいそ

新刊紹介

「環境会議」秋号
生命材としての地球環境

宣伝会議10月号別冊　（株）宣伝会議
950円（税込）

本書は「市民、自治体、NPO、学生、企業のための環境コミュニケーション」として春・秋の2回刊行されているもの。

今号の特集テーマは、「生命財としての地球環境」。とりわけ温暖化に関する様々なレポートは、この問題の深刻さと将来の危機回避に向けた真剣な取り組みが、喫緊の課題であることを強く訴えている。

地球環境を自身の問題としていかにリアルに捉えられるか、あるべき健全なる地球環境の姿をいかに強くイマジネーションできるか・・・。経済学者の宇沢弘文氏は、環境問題の取組は、人間生き方や志に依存すると説く。

特集の中には、「漁村と都会をつなぐ」と題した北海道知内町の取組や、茅葺民家で有名な茨城県八郷町の取組も紹介されている。

このほか、市民、NPO、政府、企業、海外などの数多くの取組や主張が紹介されている。

そこには地球市民であることの自覚と、普遍的な日々の実践活動を通じ将来を支えていこうとする、志を持った人々の営みが描かれている。

随　想

うだと思います。年々進む少子化と最も動物的な行為の子育てにはおよそ不向きな文明社会の中で、若いお父さんお母さんたちは、生きたお手本のないままに、懸命に取り組んでおられます。立派に成長した、又、成長してゆく子供を見たくない人はいないと思います。

冒頭に記した私の記憶を押し売りするつもりはありませんが、子供が成人したとき、肉親以外から、社会から、友達から受けた想い出が、沢山できる社会作りが出来ないものかと思案するものです。

私の町では、町出身の作家、故水上勉先生が創設された文化施設「若洲一滴文庫」が在り、この施設をそっくり町に寄贈を受け、2年程前からNPO「一滴の里」が町の委託を受け、文庫の管理運営にあたっておりますが、その活況ぶりには目を見張るものがあります。

全国からの来館者の増加もさることながら、先生が創立の目的の大きな一つにされていた小中学生への文庫解放の案内(扁額)書「佐分利川の子らへ…」で望まれていたとおり、近郊近在の子供達がよく遊びに訪れている様子が文庫のホームページに毎日写真入りで載る日記「一滴徒然草」に書かれており、町の施策の中で最も成功したものの一つであると考えていますが、義務教育も「画一・平等」の殻を脱ぎ捨て、民間委託校を認めるのも、教育改革の突破口として有効ではないかと思います。

米国では、民間企業やNPOが学校の運営を引き受ける制度があり、すでに50万人からの子供達が学んでいると聞いております。限られた財源と知恵と工夫で最大限に活用し、独自の教育を打ち出し、子供達がそれぞれに持っている個性、能力をいっぱい伸ばして希望を持って生きるための力の基礎を身につけさせるのです。

そんな生き生きした子供達が増えてくれれば、子供をほしい人達が増え、少子化にも歯止めがかかるのではないかと考えながら、この様な制度が出来たら、一番先に我が町に取り入れたいと思うこの頃です。

お役に立ちたい!!

システムシンクは自治体様の立場に立って一緒に考え、ものづくりを行います。自治体様の情報処理システムに関するコンサルティングから、システムの設計・製造、ネットワークの設計・構築、並びにそれらに関する運用・保守までトータル的なサービスをご提供致します。是非、ご相談ください。

事業サービス				パッケージ商品			
コンサルティング	ソフトウェア開発		運用保守	健康管理システム	デジタルアルバム	セキュリティ管理ツール	携帯電話管理ツール
	業務システム	ダウンサイジング					

System Think

株式会社システムシンク

〒141-0031　東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F　TEL:03-5434-7484　FAX:03-5434-0421

http://www.system-think.co.jp　E-mail:kst@system-think.co.jp

情報

政策レーダー

政策レーダー

国民健康保険実態調査報告まとまる ―厚生労働省―

厚生労働省はこのほど、平成14年度国民健康保険実態調査報告をまとめた。

調査によると、国保被保険者数（平成14年9月末現在）は、4、998・2万人で、国保加入率は39・15％となっており、総人口と比較して国保被保険者の年齢構成は高年齢の割合が非常に高くなっており、65歳以上の被保険者の占める割合は36・6％で、総人口の18・6％より18・0％高くなっている。

国保加入世帯主の職業をみると、無職が51・0％（前年比0・1％増）で最も多く、次いで被用者24・1％（同0・1％増）、自営業17・3％（同0・2％増）と続いており、農林水産業は4・9％（同0・3％減）と年々低下傾向にある。

市町村保険者のうち、2、916保険者（全保険者の90・3％）が保険料を税として課税しており、規模別に見ると、被保険者5万人以下の市町村で課税している割合が低くなっている。賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の全てを賦課する4方式保険者が2、842保険者（同88・0％）と最も多く、3方式保険者が344保険者、2方式保険者が44保険者となっている。

半島振興法延長・充実実現総決起大会開催される

全国半島振興市町村協議会（会長 脇本北海道知内町長、会員、329市町村）は、半島地域振興対策協議会（会長 木村和歌山県知事）、半島地域振興対策議会議長連絡協議会（会長 吉田石川県議会議長）の3協議会の主催で11月30日、全国町村会館にて平成17年3月に期限を迎える半島振興法の延長を求め、決起大会を開催することとなった。

昭和60年に議員立法として制定された半島振興法は、19年が経過し、これまで半島地域の交通基盤、生活環境基盤の整備などにおいて着実に成果をあげてきた。しかし依然として交通通信体系、産業基盤の遅れ等、多くの課題を抱えており、引き続き、社会・生活基盤の整備や地域の特性を活かした産業の振興等、半島振興施策の充実に一層積極的に取り組んでいく必要がある。そのためにも、半島振興法の延長・充実が不可欠となっている。

本年9月に3協議会の共催により、決起大会を開催したところであるが、今回重ねて関係国会議員等に支援を訴えるとともに、国に対する要望を通して、同法の延長と施策の充実実現を期して、今回大会を開催することとなった。

大会では、半島関係省庁や、衆・参国土交通委員長及び自民党半島振興委員会委員長等を招き延長を訴えることとしている。

中心市街地活性化にNPO法人の参画を促進 ―中小企業庁―

中小企業庁は、近年、特定非営利活動法人（NPO法人）等のまちづくりへの取り組みに対する支援策の拡充への要望が強いことを踏まえ、中心市街地活性化法に基づくTMO（Town Management Organization）の主体として、一定の要件を満たしたNPO法人や社団法人を市町村が認定することができるよう、中心市街地活性化法施行令の改正を行った。

TMOは中心市街地活性化法で活性化の推進機関に位置づけられている組織で、従来は商工会・商工会議所、第3セクター、特定会社、財団法人のみが認められていた。今回の改正で、商工業者に限らず、地域住民や福祉、農業といった様々な分野の人材によるまちづくり活動が可能となる。

TMOの主体となるための要件としては、NPO法人の場合は、①地方公共団体がその会員であること、②商工会・商工会議所と共同で中小小売商業高度化事業構想の認定申請を行うこと―の2つ。また社団法人の場合は、地方公共団体がその会員であること―が必要となる。

中小企業庁は、今後は空き店舗を活用した事業や各種イベントといったソフト事業を実施するNPO法人への支援策の拡充について検討を進めることとしている。

車両共済のご案内
（自動車総合保険の車両保険）

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら、

・通常に新規でご加入するよりも 40%割引

（町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。
詳しい内容につき ましては、取扱代理店の（株）千里にお問い合わせください。）

・集団扱契約によりさらに 5%割引

で「車両共済(保険)」にご加入できます。

車両共済（保険）は、お車が衝突接触・火災・盗難・台風・いたずらなどの偶然な事故によって損害を被った場合に共済（保険）金をお支払いします。

◎補償範囲・免責金額（自己負担額）は、各種加入タイプがあります。

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定すると保険料が割引になります。

また、新車やエコカーなどはさらに保険料が割引になります。

掛金（保険料）例

お車の条件

車　　名	トヨタ　カローラ
型　　式	NZE121
初度登録	平成15年1月
年齢条件	30歳以上（家族限定）
共済(保険)金額	160万円

免責なしのタイプ

	車両免責なし	車両免責5万円
一般車両	51,030円	42,400円
車対車+A	24,890円	20,680円

（※）上記掛金（保険料）は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故（9等級）の場合です。
なお、掛金（保険料）は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済（保険）金額、等級などにより異なります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里（取扱代理店）

●フリーダイヤル　**0120-731-087**　（受付時間　月～金　午前9時30分～午後5時）
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
●FAX番号　**03-3519-7325**
●ホームページアドレス　**http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100－0014　東京都千代田区永田町1－11－32　全国町村会館西館内

●「車両共済（保険）制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。